

(写)

龍ヶ崎市特別会計設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月22日

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市条例第44号

龍ヶ崎市特別会計設置条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市特別会計設置条例（昭和39年龍ヶ崎市条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(設置) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、次の特別会計を設置する。 (1) 省 略 (2) 省 略 (3) <u>龍ヶ崎市児童発達支援事業特別会計</u> (4) 省 略	(設置) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、次の特別会計を設置する。 (1) 省 略 (2) 省 略 (3) <u>龍ヶ崎市障がい児支援サービス事業特別会計</u> (4) 省 略

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の龍ヶ崎市特別会計設置条例の規定にかかわらず、龍ヶ崎市障がい児支援サービス事業特別会計に係る令和5年度分の収入、支出及び決算については、なお従前の例による。